

医療情報取得加算の算定について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナンバーカードを保険証として利用できます。

①マイナ保険証利用なし<初診>3点 <再診>2点

(マイナ保険証を提示されたが、診療情報の活用に同意がない場合)

②マイナ保険証利用あり<初診>1点 <再診>1点

(マイナ保険証を提示されたが、診療情報の活用に同意がある場合)

※同意がない場合は費用の高い上記①の算定となります。

※正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

※マイナ保険証をお持ちでない場合は健康保険証でも受診可能ですが、12月2日より
現行の保険証は発行されなくなります。

※月に1回の保険情報確認時には、マイナンバーカードまたは保険証のどちらかを窓口へ
ご提示ください。

医療 DX に関する取り組み

当院ではオンライン資格確認システムを通じ患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導を行う際に該当情報を活用しています。

また、マイナンバーカードの健康保険利用を促進し、医療 DX を通じ質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

マイナンバーカードの利用メリット

マイナンバーカードでは下記の資格情報を直ちに確認することができます。

①各種被保険者証

(健康保険被保険者証／国民健康保険被保険者証／後期高齢者医療被保険者証

／健康保険高齢受給者証など)

②被保険者資格証明書

③限度額適用認定証／限度額適用・標準負担額減額認定証

- ※1 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は、従来は事前に保険者に申請する必要がありましたが、今後オンライン資格確認が導入された医療機関では原則として、申請しなくとも限度額が適用されます。
- ※2 世帯の中に収入申告をされていない方がいる場合は、各市役所窓口で収入申告が必要な場合がありますので、事前にお住いの市区町村役所へお問い合わせください。
- ※3 保険料の滞納がある世帯の方(短期証世帯の方)は、医療機関等の窓口で限度額適用認定証等を提示する必要があります。
- ※4 市町村の公費受給者証(子ども医療、心身障害者、ひとり親等)のオンライン資格確認はまだできませんので、お持ちの方は今まで通り紙の公費受給者証をご持参ください。

マイナンバーカードを保険証として利用するにはあらかじめ登録が必要です。

詳しくは厚生労働省のサイトをご覧ください。